⑺　本工事に係る設計業務の受託者又はコンストラクションマネジメント業務の受託者並びに当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。（入札説明書参照）

⑻　東日本旅客鉄道株式会社東京工事事務所、東日本旅客鉄道株式会社事業創造本部、株式会社ジェイアール東日本ビルディング、株式会社アトレ及び株式会社ジェイアール東日本スポーツとの工事請負契約に関し、現に履行遅滞となっている者でないこと。

⑼　一般競争に参加する者に必要な資格の競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）、共同企業体を構成する場合は、共同企業体競争参加願書、委任状、共同企業体協定書（あわせて以下「参加願書等」という。）を提出する期限である６⑶に示す提出期間の最終日から開札の時までの期間に、東日本旅客鉄道株式会社東京工事事務所、東日本旅客鉄道株式会社事業創造本部、株式会社ジェイアール東日本ビルディング、株式会社アトレ及び株式会社ジェイアール東日本スポーツから発注停止の処分を受けている者（同期間に発注停止の処分を受けた者及び同期間において６⑶に示す提出期間の最終日以前に受けた発注停止の期間を継続している者を含む。）でないこと。

⑽　申請書、資料及び参加願書等に虚偽の記載をした者であると認められる者でないこと。

⑾　申請書、資料及び参加願書等の提出期間の最終日から起算して１年前の日以降において正当な理由なく、東日本旅客鉄道株式会社東京工事事務所、東日本旅客鉄道株式会社事業創造本部、株式会社ジェイアール東日本ビルディング、株式会社アトレ及び株式会社ジェイアール東日本スポーツとの工事請負契約を履行しなかった者でないこと。

⑿　共同企業体を構成する場合においては、次の基準を満たす者であること。

①　共同企業体を構成しようとする者の間に資本関係若しくは人的関係がないこと。（入札説明書参照）

②　構成員の数は、２ないし３者とする。構成員の出資比率は、２者の場合は30％以上、３者の場合は20％以上とする。代表者の出資比率は、構成員中最大とすること。また、共同企業体の結成方式は、自主結成とし、甲型とする。

③　本工事について、同一者が２以上の共同企業体の構成員になっていないこと。

⒀　工事全般の安全管理計画、安全管理支援体制、監理技術者・工事管理者１・工事管理者２の理解度・取組み姿勢が不適切でないこと。

⒁　技術提案（工期短縮）が不適切でないこと。

４　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準

①　監理技術者・工事管理者１・工事管理者２の理解度・取組み姿勢をヒアリング結果に基づき評価する。

②　工事全般の安全管理計画を評価する。

③　安全管理支援体制を評価する。

④　技術提案（工期短縮）を評価する。

⑵　総合評価の方法

①　標準点　競争参加資格を満たした入札参加者には標準点100点を与える。

②　加算点　加算点は、⑴「入札の評価に関する基準」に示す評価項目について、①、②、③及び④の合計点（15.0点満点）とする。

③　総合評価は、上記により得られる標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

⑶　落札者の決定方法

①　入札参加者は、価格及び⑴「入札の評価に関する基準」に示す評価項目により入札し、次のア）、イ）の全ての要件に該当する者のうち、⑵「総合評価の方法」によって算出された評価値の最も高い者を落札予定者とし、その者の工事請負入札書（以下「入札書」という。）に添付された工事内訳書、工事内訳明細書及び科目内訳を審査のうえ妥当な場合に落札者に決定する。

ア）入札価格が基準価格の制限の範囲内であること。

イ）評価値が、標準点（100点）を基準価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

ただし、落札予定者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、当該落札予定者に照会、審査のうえ妥当な場合に落札者に決定する。

②　①において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、最低価格を提示した者を落札予定者とする。なお、最低価格を提示した者が複数者いる場合は、抽選により決定する。

③　全ての入札参加者が基準価格の制限の範囲外だった場合、随意契約に移行する。この場合、総合評価における評価値によらず、最低価格を提示した者を価格協議の第一順位者とし、以下、提示価格に応じて価格協議順位を決定する。

５　技術提案に関する事項

⑴　本工事では、工期短縮に関する技術提案を受け付ける。

⑵　技術提案にあたっては、標準工期を参考として適切な全体行程を計画し、その具体的な内容を全体行程表により記載すること。（入札説明書参照）

ただし、当工事事務所が請負者の技術提案内容を適切と認めることにより、設計図書において指定しない部分等の工事に関する請負者の責任が軽減されるものではない。提案内容については、その後の工事においてその提案内容が一般的に使用されている状態になった場合は、東日本旅客鉄道株式会社東京工事事務所、東日本旅客鉄道株式会社事業創造本部、株式会社ジェイアール東日本ビルディング、株式会社アトレ及び株式会社ジェイアール東日本スポーツは無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

⑶　技術提案における条件　次に示す提案は欠格とする。

①　対象となる工事期間が標準工期（25ヶ月）を超える提案

②　工事目的物の変更（寸法・形状等）を伴う提案

③　保守用通路の閉鎖期間が、20日間２回（連続閉鎖は不可とする。）を超える提案

④　別途工事である子育て支援施設テナント工事（Ａ２－１関連）及び店舗テナント工事（Ａ２－２関連）の期間（この期間では、駅ビル内の子育て支援施設範囲及び店舗範囲における工事は、子育て支援施設テナント工事及び店舗テナント工事のみ実施するものとする。ただし、土日及び祝日、並びに仕様書に定める作業規制日（以下「休日等」という）の日数を含む。）を、２ヶ月以上確保していない提案

⑤　上記以外の別途工事であるテナント工事、サイン工事（ただし、本工事に含むものは除く。）、什器・備品工事（ただし、本工事に含むものは除く。）、入退館管理システム、駐車管制（ただし、本工事に含むものは除く。）、駐輪機器、機械警備設備及び有線放送に関する工事の期間を、本工事の提案工期内に確保していない提案

⑥　本工事（上記の別途工事を含む。）を完了させた後に、建築行政・消防等の検査期間及び監理者・発注者の確認・是正期間（この期間で検査の受検並びに検査済証等の受理をすることとし、期間には休日等の日数を含む。）を１ヶ月以上確保していない提案

⑦　入札説明書及び仕様書の条件を満たしていない提案

⑧　施工に対する安全性の配慮に欠ける提案

⑨　関係法令を遵守していない提案

⑩　当工事事務所が提示していない一定の条件を付している提案等

⑷　評価内容の担保　実際の施工に際しては、全体工程表に記載した施工を行うものとし、請負者の責により全体工程表に記載した内容を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行わせるか否かを問わず、請負代金額の減額又は損害金の賠償を求めることがある。

６　入札手続等

⑴　担当箇所　〒151―8512 東京都渋谷区代々木２－２－６　東日本旅客鉄道株式会社　東京工事事務所　契約用地課　契約・法務グループ　乙部　一郎　電話03―3370―7198